

規制地域の解説

(令和5年11月1日現在)

特別規制地域

◎条例第3条第1号の区域（都市計画法関係）

- (1) 第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域の区域
- (2) 風致地区の区域

風致地区一覧

都市名	区域	位置
湖西市	浜名川 風致地区	湖西市新居町大字新居、浜名地内
	新居浜 //	// // // //
	松山 //	// // 大字浜名地内
	天神山 //	// // 大字内山、浜名地内
	西山 //	// // 大字新居、中之郷、内山地内
	新弁天 //	// // 大字新居地内
	新居弁天 //	// // //

- (3) 伝統的建造物群保存地区の区域

焼津市花沢伝統的建造物群保存地区

◎条例第3条第2号の区域（文化財保護法関係）

- (1) 国の重要文化財、国宝、重要有形民俗文化財として指定された建造物の周囲50メートルの地域
- (2) 国の史跡、名勝、天然記念物として指定又は仮指定された地域
- (3) 国の特別史跡、特別名勝、特別天然記念物として指定された地域

◎条例第3条第3号の区域（文化財保護条例関係）

- (1) 県の指定有形文化財、指定有形民俗文化財として指定された建造物の周囲50メートルの地域
- (2) 県の指定史跡、指定名勝、指定天然記念物として指定された地域

◎条例第3条第5号の区域（自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域の指定区域）

桶ヶ谷沼自然環境保全地域内桶ヶ谷沼特別地区

◎条例第3条第6号、第7号及び第9号の区域

(道路、鉄道、河川、湖沼、海岸の指定区間及び区域)

別表のとおり

◎条例第3条第10号の区域 (静岡空港の区域)

別図のとおり

普通規制地域

◎条例第5条第1号の区域

第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除く用途地域

◎条例第5条第2号から第4号の区域

(道路、鉄道、河川、湖沼、海岸の指定区間及び区域)

別表のとおり

3 河川、湖沼、海岸

整理 番号	路 線 名	特別規制地域	普通規制地域	備考
		指定する区域	指定する区域	
301	天竜川		鹿島橋から長野県との境界までの区間及びこの区間の両岸からそれぞれ200メートルの等距離線の範囲内の地域	
302	八丁池	全区域及び全区域の湖岸から500メートルの等距離線の範囲内の地域		
303	一碧湖	〃		
304	浜名湖	浜松市以外の全区域及び全区域の湖岸から200メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する湖西市の市街地域を除く。）	全区域の湖岸から500メートルの等距離線の範囲内の地域	
305	伊豆海岸	伊東市新井汐吹崎から伊豆市と沼津市との境界までの海岸線から500メートルの等距離線の範囲内の地域		

2 鉄道

整理番号	路線名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
201	東海道新幹線	(全区間)	<p>(1) 熱海市と函南町との境界から函南町と三島市との境界までの区間及び三島市と長泉町との境界から長泉町と沼津市との境界までの区間のうちトンネルの区間を除く区間の鉄道から500メートル(北側にあつては、1,000メートル)の等距離線の範囲内の地域(別に図示する長泉町の市街地域を除く。)</p> <p>(2) 静岡市と焼津市との境界から掛川市と袋井市との境界までの区間、袋井市と磐田市との境界から磐田市と浜松市との境界までの区間及び浜松市と湖西市との境界から愛知県境までの区間のうち、トンネルの区間を除く区間の鉄道から500メートルの等距離線の範囲内の地域(別に図示する焼津市、藤枝市、掛川市及び磐田市の市街地域を除く。)</p>	/	<p>(1) 熱海市と函南町との境界から函南町と三島市との境界までの区間及び三島市と長泉町との境界から長泉町と沼津市との境界までの区間のうちトンネルの区間を除く区間の鉄道から1,000メートル(北側にあつては、1,500メートル)の等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)</p> <p>(2) 静岡市と焼津市との境界から掛川市と袋井市との境界までの区間、袋井市と磐田市との境界から磐田市と浜松市との境界までの区間及び浜松市と湖西市との境界から愛知県境までの区間のうち、トンネルの区間を除く区間の鉄道から1,000メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)</p>	
202	東海道本線	熱海市と函南町との境界から函南町と三島市との境界までの区間、県道三島裾野線との交差点から長泉町と沼津市との境界までの区間、静岡市と焼津市との境界から掛川市と袋井市との境界までの区間、袋井市と磐田市との境界から磐田市と浜松市との境界までの区間及び浜松市と湖西市との境界から愛知県境までの区間のうち、トンネルの区間を除く区間	左記に指定する区間の鉄道から100メートルの等距離線の範囲内の地域(別に図示する長泉町、焼津市、藤枝市、島田市、掛川市、磐田市及び湖西市の市街地域を除く。)	熱海市と函南町との境界から函南町と三島市との境界までの区間、県道三島裾野線との交差点から長泉町と沼津市との境界までの区間、静岡市と焼津市との境界から掛川市と袋井市との境界までの区間、袋井市と磐田市との境界から磐田市と浜松市との境界までの区間及び浜松市と湖西市との境界から愛知県境までの区間(トンネルの区間を除く。)	左記に指定する区間の鉄道から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	

整理番号	路線名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
203	伊東線	熱海市と伊東市との境界から伊東駅までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の鉄道から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する伊東市の市街地域を除く。）			
204	御殿場線	御殿場市と小山町との境界から駿河小山駅までの区間	左記に指定する区間の鉄道から800メートルの等距離線の範囲内の地域			
205	天竜浜名湖鉄道線	浜松市と湖西市との境界から知波田駅までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の鉄道から500メートルの等距離線の範囲内の地域			
206	伊豆急行鉄道線	全区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の鉄道から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する伊東市の市街地域を除く。）			
207	伊豆箱根鉄道駿豆線	(1) 県道清水函南停車場線との交差点から原木駅までの区間	左記に指定する区間の鉄道から100メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する函南町の市街地域を除く。）	県道清水函南停車場線との交差点から原木駅までの区間	左記に指定する区間の鉄道から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
		(2) 県道伊東大仁線との交差点から修善寺駅までの区間	左記に指定する区間の鉄道から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する伊豆市の市街地域を除く。）			
208	大井川鉄道大井川本線			全区間（トンネルの区間を除く。）	〃	
209	大井川鉄道井川線			川根本町の区域の全区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の鉄道から500メートルの等距離線の範囲内の地域（静岡市の区域及び用途地域の区域を除く。）	

道路、鉄道、河川、湖沼、海岸の指定区間及び区域

※指定する区域については、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市及び伊豆の国市の区域を除く。

1 道路

整理番号	路線名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
1	高速自動車国道第一東海自動車道 (東名高速道路)	(全区間)	(1) 神奈川県境から小山町馬伏川橋までの区間、静岡市と焼津市との境界から掛川市と袋井市との境界までの区間及び袋井市と磐田市との境界から磐田市と浜松市との境界までの区間のうち、トンネルの区間を除く区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(別に図示する掛川市の市街地域を除く。)	/	(1) 神奈川県境から小山町馬伏川橋までの区間、静岡市と焼津市との境界から掛川市と袋井市との境界までの区間及び袋井市と磐田市との境界から磐田市と浜松市との境界までの区間のうち、トンネルの区間を除く区間の道路から1,000メートルの等距離線の範囲内の地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた用途地域(以下「用途地域」という。)の区域を除く。)	
			(2) 小山町馬伏川橋から御殿場市深沢と御殿場市東山との境界までの区間及び裾野市桃園と裾野市富沢との境界から長泉町と沼津市との境界までの区間の道路から500メートル(富士山側にあつては、1,000メートル)の等距離線の範囲内の地域		(2) 小山町馬伏川橋から御殿場市深沢と御殿場市東山との境界までの区間及び裾野市桃園と裾野市富沢との境界から長泉町と沼津市との境界までの区間の道路から1,000メートル(富士山側にあつては、1,500メートル)の等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	
2	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線 (新東名高速道路)	(1) 神奈川県境から小山町と御殿場市との境界までの区間及び桃園トンネルから長泉町と沼津市との境界までの区間(トンネルの区間を除く。)	(1) 左記に指定する区間の道路から500メートル(富士山側にあつては、1,000メートル)の等距離線の範囲内の地域	(1) 神奈川県境から小山町と御殿場市との境界までの区間及び桃園トンネルから長泉町と沼津市との境界までの区間(トンネルの区間を除く。)	(1) 左記に指定する区間の道路から1,000メートル(富士山側にあつては、1,500メートル)の等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	
		(2) 静岡市と藤枝市との境界から磐田市と浜松市との境界までの区間(トンネルの区間を除く。)	(2) 左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	(2) 静岡市と藤枝市との境界から磐田市と浜松市との境界までの区間(トンネルの区間を除く。)	(2) 左記に指定する区間の道路から1,000メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	

整理番号	路線名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
3	一般国道 1号	(1) 神奈川県境から三島市道三ツ谷新田21号線との交差点までの区間	左記の指定する区間の道路から800メートルの等距離線の範囲内の地域（三島市の区域を除く。）	県道三島停車場線との交差点から沼津市大岡と沼津市岡一色との境界までの区間、静岡市と藤枝市との境界から掛川市と袋井市との境界までの区間、袋井市と磐田市との境界から磐田市と浜松市との境界までの区間及び湖西市の国道1号浜名バイパスとの交差点から愛知県境までの区間のうち、トンネル区間を除く区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
		(2) 静岡市と藤枝市との境界から藤枝市岡部町内谷の県道藤枝静岡線との交差点までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記の指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域			
		(3) 島田市野田インターチェンジから同市佐夜鹿の県道島田岡部線との接続点までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記の指定する区間の道路から300メートルの等距離線の範囲内の地域			
		(4) 島田市佐夜鹿の県道島田岡部線との接続点から県道菊川停車場伊達方線との交差点までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記の指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域			
		(5) 袋井市と磐田市との境界から国道1号磐田バイパス三ヶ野インターチェンジまでの区間	左記の指定する区間の道路から300メートルの等距離線の範囲内の地域			
		(6) 湖西市の国道1号浜名バイパスとの交差点から愛知県境までの区間	〃			
4	東駿河湾環状道路	沼津市と長泉町との境界から三島萩インターチェンジまでの区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	/	/	一般国道1号
		大場・函南インターチェンジから函南塚本インターチェンジまでの区間	〃			
5	一般国道 1号 藤枝バイパス	全区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の道路から300メートルの等距離線の範囲内の地域	全区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	

整理番号	路線名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
6	一般国道1号新東名高速道路藤枝岡部インターチェンジロングランプ	全区間	左記に指定する区間の道路から300メートルの等距離線の範囲内の地域	全区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
7	一般国道1号掛川バイパス	〃	〃	〃	〃	
8	一般国道1号磐田バイパス	〃	〃	〃	〃	
9	一般国道1号浜名バイパス	浜松市と湖西市との境界から同市の一般国道1号との交差点までの区間	〃	浜松市と湖西市との境界から同市の一般国道1号との交差点までの区間	〃	
10	一般国道135号	下田市の一般国道136号との接続点から熱海市と伊東市との境界までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する伊東市の市街地域を除く。）			
11	一般国道136号	(1) 下田市の一般国道135号との接続点から伊豆の国市大仁の一般国道136号バイパスとの立体交差点までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する伊豆市の市街地域を除く。）	伊豆の国市と函南町との境界から県道清水函南停車場線との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
		(2) 伊豆の国市と函南町との境界から県道清水函南停車場線との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する函南町の市街地域を除く。）			
12	一般国道136号バイパス	越路トンネルから大仁南インターチェンジまでの区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			
13	一般国道136号バイパス伊豆中央道	一般国道136号との交差点から江間トンネルまでの区間（トンネルの区間を除く。）	〃			

整理 番号	路 線 名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
14	一般国道 138号	山梨県境から御殿場市道0102号線との交差点までの区間(トンネルの区間を除く。)	左記の指定する区間の道路から800メートルの等距離線の範囲内の地域			
15	一般国道 138号 東富士五湖道路	小山町道38号(町道富士学校線)との交差点から籠坂トンネルまでの区間(トンネルの区間を除く。)	〃			
16	一般国道 150号	御前崎港臨港道路1号線との交差点から県道相良浜岡線との交差点までの区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域	静岡市と焼津市との境界から掛川市と袋井市との境界までの区間、袋井市と磐田市との境界から磐田市と浜松市との境界までの区間(トンネルの区間を除く。)	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	
				焼津市の県道静岡焼津線との交差点から焼津市道0220号線との交差点までの区間	〃	
17	一般国道 150号 バイパス 南遠道路			大沢インターチェンジから一般国道150号との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	
18	一般国道 150号 バイパス			浜松市と磐田市との境界から磐田市道下岡田鮫島線との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(浜松市の区域及び用途地域の区域を除く。)	
19	一般国道 152号			浜松市道浜北開田西線との交差点から浜松市と磐田市との最初の市境までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	
20	一般国道 246号	桃園トンネルから県道沼津インター線との交差点までの区間(トンネルの区間を除く。)	左記の指定する区間の道路から800メートルの等距離線の範囲内の地域	小山町内の全区間(トンネルの区間を除く。)	〃	
21	一般国道 301号	(1) 浜松市北区と湖西市との境界から県道新居浜名線との交差点までの区間(トンネルの区間を除く。)	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(別に図示する湖西市の市街地域を除く。)	県道新居浜名線との交差点から浜松市西区と湖西市との境界までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	

整理番号	路線名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
		(2) 湖西市の古見交差点から古見橋南までの区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			
22	一般国道 362号			川根本町下長尾字東の県道春野下泉停車場線との接続点から川根本町東藤川の県道川根寸又峽線との接続点までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
23	一般国道 414号	伊豆の国市大仁の一般国道136号バイパスとの立体交差点から下田市の国道136号との交差点までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する伊豆市の市街地域を除く。）			
24	伊豆縦貫自動車道 天城北道路	全区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			
25	伊豆縦貫自動車道 河津下田道路	河津七滝インターチェンジから河津逆川インターチェンジまでの区間（トンネルの区間を除く。）	〃			
26	一般国道 473号			島田市の一般国道1号との交差点から牧之原市の一般国道150号との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
27	一般国道 473号 バイパス			(1) 東名高速道路相良牧之原インターチェンジ前交差点から大沢インターチェンジを経由して一般国道473号大沢IC東交差点までの区間のうちトンネルの区間を除く区間	〃	
				(2) 島田市の一般国道473号との交差点から倉沢インターチェンジを経由して沢水加インターチェンジまでの区間	〃	
28	県道 須崎柿崎線	全区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			

整理番号	路線名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
29	県道 下田松崎線	全区間（トンネルの区間を除く。）	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			
30	県道 下田南伊豆線	〃	〃			
31	県道 下田石廊松崎線	南伊豆町日野の一般国道136号との交差点から南伊豆町差田の一般国道136号との交差点までの区間（トンネルの区間を除く。）	〃			
32	県道 下佐ヶ野谷津線	一般国道414号との交差点から一般国道135号との交差点までの区間	〃			
33	県道 伊東西伊豆線	伊東市の県道伊東修善寺線との交差点から伊豆市冷川の県道伊東修善寺線との交差点まで及び伊豆市八幡の県道伊東修善寺線との交差点から西伊豆町の一般国道136号との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する伊東市の市街地域を除く。）			
34	県道 南伊豆松崎線	全区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			
35	県道 仁科峠宇久須線	〃	〃			
36	県道 熱海函南線	県道函南停車場反射炉線との交差点から熱海峠の一般自動車道伊豆スカイラインとの交差点まで及び鷹ノ巣山トンネルまでの区間のうち、トンネルの区間を除く区間	左記の指定する区間の道路から800メートルの等距離線の範囲内の地域			
37	一般自動車道 伊豆スカイライン	全区間（熱海市の区間及び函南町と伊豆の国市との境界から山伏峠インターチェンジまでの区間を除く。）	左記の指定する区間の道路から1,000メートルの等距離線の範囲内の地域			

整理 番号	路 線 名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
38	県道修善寺天城湯ヶ島線	全 区 間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する伊豆市の市街地域を除く。）			
39	県道熱海大仁線	県道伊東大仁線との交差点から県道大仁停車場線との交差点までの区間	〃			
40	県道伊東大仁線	全 区 間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			
41	県道伊東修善寺線	全区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する伊東市及び伊豆市の市街地域を除く。）			
42	県道池東松原線	全 区 間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			
43	県道遠笠山富戸線	全 区 間	〃			
44	県道中大見八幡野線	一般国道135号との交差点から伊東市道池・十足線との交差点までの区間	〃			
45	県道西天城高原線	(1) 県道伊東西伊豆線との交差点から伊豆市道土肥船原峠線との交差点までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の道路から1,000メートルの等距離線の範囲内の地域			
		(2) 伊豆市道土肥船原峠線との交差点から一般国道136号との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			

整理 番号	路 線 名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
46	県道 伊東川奈八幡野線	全区間（トンネルの区間を除く。）	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する伊東市の市街地域を除く。）			
47	県道 熱海箱根峠線	県道熱海函南線との交差点から一般国道1号までの区間	左記の指定する区間の道路から1,000メートルの等距離線の範囲内の地域			
48	県道 沼津小山線	県道足柄停車場富士公園線との交差点から小山町の一般国道246号との交差点までの区間	左記の指定する区間の道路から800メートルの等距離線の範囲内の地域	県道大岡元長窪線との交差点から裾野市伊豆島田の県道三島裾野線との交差点までの区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
49	県道 山中湖小山線	県 内 の 全 区 間	左記の指定する区間の道路から800メートルの等距離線の範囲内の地域			
50	県道 須走小山線	全 区 間	〃			
51	県道 足柄停車場富士公園線	〃	〃			
52	小山町道上野大御神線	〃	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			
53	小山町道用沢大御神線	県道須走小山線との交差点から小山町道上野大御神線との接続点までの区間	〃			
54	小山町道3078号線	全 区 間	左記に指定する区間の道路から800メートルの等距離線の範囲内の地域			

整理番号	路線名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
55	小山町道3099号線	小山町道3078号線との南側交差点から北側交差点までの区間	〃			
56	県道 沼津土肥線	沼津市道危険物集積場入口線との交差点から国道136号との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			
57	県道 船原西浦高原線	伊豆市道土肥船原峠線との交差点から戸田峠付近の県道修善寺戸田線との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から1,000メートルの等距離線の範囲内の地域			
58	伊豆市道 温泉場大芝山線	全 区 間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			
59	県道 修善寺戸田線	(1) 伊豆ニッポーランド付近の伊豆市道公園道路分岐点から戸田峠までの区間	左記に指定する区間の道路から800メートルの等距離線の範囲内の地域			
		(2) 一般国道136号との交差点から伊豆ニッポーランド付近の伊豆市道公園道路分岐点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			
60	伊豆市道 土肥船原峠線	全 区 間	〃			
61	県道 韮山伊豆長岡修善寺線	(1) 伊豆の国市石堂橋から県道静浦港韮山停車場線との交差点までの区間	〃			
		(2) 伊豆の国市小坂の一般国道414号との交差点から伊豆市瓜生野の一般国道136号との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（別に図示する伊豆市の市街地域を除く。）			

整理 番号	路 線 名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
62	県道 原木沼津線	伊豆の国市原木の国道136号との交 差点から沼津市道4514号線との交 差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500 メートルの等距離線の範囲内の地 域	沼津市大平と清水町徳倉との境界 から沼津市上香貫と沼津市中瀬町 との境界までの区間	左記に指定する区間の道路から500 メートルの等距離線の範囲内の地 域（用途地域の区域を除く。）	
63	県道 三島静浦港線			一般国道1号との交差点から狩野 川新城橋までの区間	左記の指定する区間の道路から500 メートルの等距離線の範囲内の地 域（用途地域及び三島市の区域を 除く。）	
64	県道 静岡焼津線	静岡市と焼津市との境界から焼津 市の当目大橋東詰めまでの区間	左記の指定する区間の道路から500 メートルの等距離線の範囲内の地 域	焼津市の当目大橋東詰めから一般 国道150号との交差点までの区間	左記の指定する区間の道路から500 メートルの等距離線の範囲内の地 域（用途地域の区域を除く。）	
65	焼津市道 当目花沢線	焼津市道野秋東名添東一号線との 交差点から焼津市道高崎花沢線と の接続点までの区間	左記に指定する区間の道路から100 メートルの等距離線の範囲内の地 域			
66	焼津市道 小川島田幹線			県道静岡焼津線との交差点から県 道大富藤枝線との交差点までの区 間	左記の指定する区間の道路から500 メートルの等距離線の範囲内の地 域（用途地域の区域を除く。）	
67	県道 焼津森線			焼津市の東名高速道路との交差点 から藤枝市仮宿の一般国道1号藤 枝バイパスとの立体交差点までの 区間	〃	
68	県道 焼津榛原線			焼津市道1608号線との接続点から 牧之原市細江の一般国道150号との 交差点までの区間	〃	
69	県道 高洲和田線			焼津市道中新田稻荷大住線との交 差点から焼津市中新田の県道大富 藤枝線との交差点までの区間	〃	
70	県道 静岡朝比奈藤枝線			新東名高速道路藤枝岡部インター チェンジ前交差点から一般国道1 号藤枝バイパス菟田東インター チェンジまでの区間	左記に指定する区間の道路から100 メートルの等距離線の範囲内の地 域（用途地域の区域を除く。）	

整理 番号	路 線 名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
71	県道 島田岡部線			県道伊久美元島田線との交差点から藤枝市岡部町内谷の県道焼津森線との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
72	県道 伊久美元島田線			島田市の一般国道1号との交差点から県道島田岡部線との交差点までの区間	〃	
73	藤枝市道 城南下当間線			県道焼津森線との交差点から県道伊久美藤枝線との交差点までの区間	左記の指定する区間の道路から700メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
74	藤枝市道 小川島田幹線			県道善左衛門藤枝停車場線との交差点から島田市境まで	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
75	島田市道 東町御請線			全 区 間	〃	
76	焼津市道 志太中央幹線			〃	左記に指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
77	藤枝市道3地区 362号線			県道藤枝大井川線との接続点から藤枝市と焼津市との境界までの区間	〃	
78	県道 島田川根線			一般国道1号との交差点から県道藤枝天竜線との交差点までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
79	県道 藤枝天竜線			県道川根寸又峡線との接続点から県道島田川根線との接続点までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記に指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	

整理 番号	路 線 名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
80	県道 川根寸又峡線			県道藤枝天竜線との接続点から県道春野下泉停車場線との接続点までの区間（トンネルの区間を除く。）	〃	
81	県道 春野下泉停車場線			川根本町下長尾字東の一般国道362号との接続点から県道川根寸又峡線との接続点までの区間	〃	
82	県道 島田吉田線			大井川島田大橋から一般国道150号との交差点までの区間、大井川谷口橋から島田市船木の接続点までの区間及び島田市井口の分岐点から焼津市道0105号線との交差点までの区間	〃	
83	吉田町道 東名川尻幹線			一般国道150号との交差点から吉田町川尻字西之宮の県道焼津榛原線との交差点までの区間	左記に指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
84	吉田町道 富士見幹線			県道島田吉田線との交差点から吉田町道大幡川幹線との交差点までの区間	〃	
85	県道 静岡空港線	全区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			
86	県道 細江金谷線バイパス	島田市の一般国道473号との交差点から牧之原市の赤坂池高架橋を経由して県道細江金谷線との接続点までの区間	〃			
87	県道 細江金谷線			東名高速道路との立体交差点から東海道新幹線高架橋までの区間	左記の指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	
88	県道 住吉金谷線			吉田町神戸の県道島田吉田線との交差点から吉田町片岡の県道焼津榛原線との交差点までの区間（トンネルの区間を除く。）	左記の指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く。）	

整理 番号	路 線 名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
89	県道 浜岡菊川線			御前崎市道114号線との交差点から 東名高速道路との立体交差点まで の区間	〃	
90	県道 菊川榛原線			牧之原市東萩間の一般国道473号と の交差点から牧之原市戸塚橋まで の区間	〃	
91	県道 掛川浜岡線			(1)新加茂橋右岸から菊川市道加茂 横地線との交差点までの区間	〃	
				(2)菊川市道北6号線との交差点か ら菊川市道嶺田川上線との交差点 までの区間	〃	
92	菊川市道 奈良野下平川線			菊川市道加茂横地線との交差点か ら菊川市道北6号線との交差点ま での区間	〃	
93	菊川市道 赤土高橋線			菊川市道嶺田川上線との交差点か ら菊川市道南71号線との交差点ま での区間	〃	
94	牧之原市道 菅ヶ谷本線			全 区 間	〃	
95	御前崎港臨港道路 1号線	全 区 間	左記の指定する区間の道路から500 メートルの等距離線の範囲内の地 域			
96	御前崎港港内道路 1号線	全 区 間	左記の指定する区間の道路から500 メートルの等距離線の範囲内の地 域			

整理 番号	路 線 名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
97	御前崎港臨港道路 2号線	御前崎港港内道路1号線との接続 点から御前崎市道元根御前崎港線 との分岐点までの区間	〃			
98	御前崎市道 元根御前崎港線	全 区 間	〃			
99	県道 佐倉御前崎港線	一般国道150号との交差点から御前 崎港臨港道路2号線との交差点ま での区間	左記の指定する区間の道路から500 メートルの等距離線の範囲内の地 域			
100	県道 日坂沢田線			全 区 間	左記に指定する区間の道路から500 メートルの等距離線の範囲内の地 域（用途地域の区域を除く。）	
101	県道 掛川天竜線			掛川市内の全区間	左記の指定する区間の道路から100 メートルの等距離線の範囲内の地 域（用途地域の区域を除く。）	
102	県道 磐田掛川線			県道掛川大東線との交差点から掛 川市と袋井市との境界までの区間 （トンネルの区間を除く。）	左記の指定する区間の道路から500 メートルの等距離線の範囲内の地 域（用途地域の区域を除く。）	
103	県道 袋井大須賀線			掛川市と袋井市との境界から一般 国道150号との交差点までの区間	〃	
104	県道 磐田袋井線			小立野インターチェンジから一般 国道1号磐田バイパス三ヶ野イン ターチェンジまでの区間	〃	
105	県道 浜北袋井線			浜松市と磐田市との境界との交差 点から県道上野部豊田竜洋線との 交差点までの区間	左記の指定する区間の道路から500 メートルの等距離線の範囲内の地 域（用途地域の区域を除く。）	

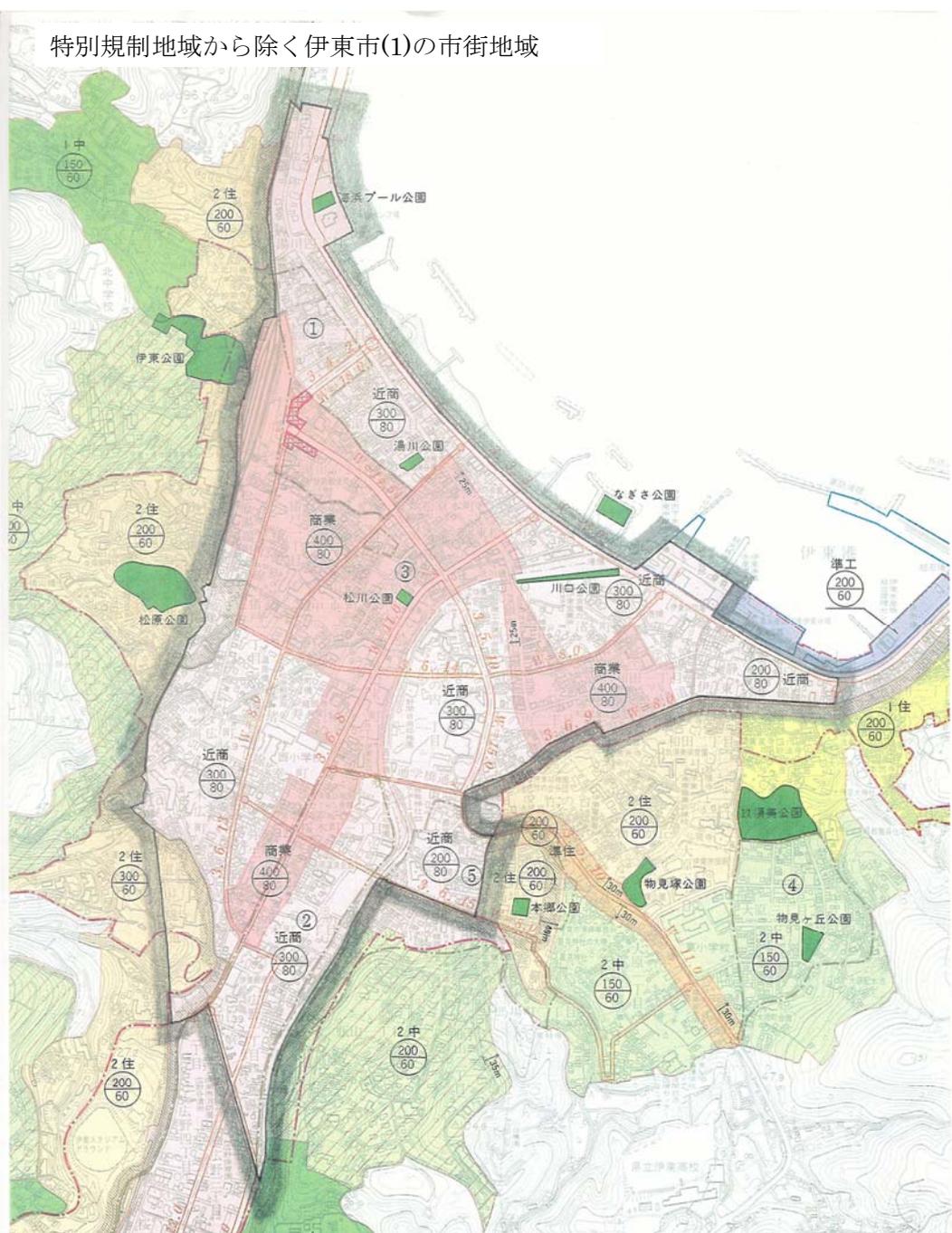
整理 番号	路 線 名	特別規制地域		普通規制地域		備考
		指定する区間	指定する区域	指定する区間	指定する区域	
106	県道 瀬戸佐久米線	一般国道301号との交差点から浜松市と湖西市との境界までの区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			浜名湖 レーク サイド ウェイ
107	県道 豊橋大知波線	県内の全区間(トンネルの区間を除く。)	〃			
108	湖西市道 三ツ谷谷上線	全 区 間	〃			
109	湖西市道 古見新居線	一般国道301号の古見交差点から湖西市道三ツ谷谷上線との交差点までの区間	左記の指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域			
110	県道新居浜名線			全 区 間	左記に指定する区間の道路から500メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	
111	湖西市道大倉戸大平線			全 区 間	左記の指定する区間の道路から100メートルの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く。)	

条例第3条第7号の規定する地域のうち特別規制地域から除く
伊東市の市街地域

条例第3条第7号の規定する区域のうち該当区域

整理番号	路 線 名
10	一般国道 135 号
33	県道伊東西伊豆線
41	県道伊東修善寺線
46	県道伊東川奈八幡野線
203	伊東線
206	伊豆急行鉄道線

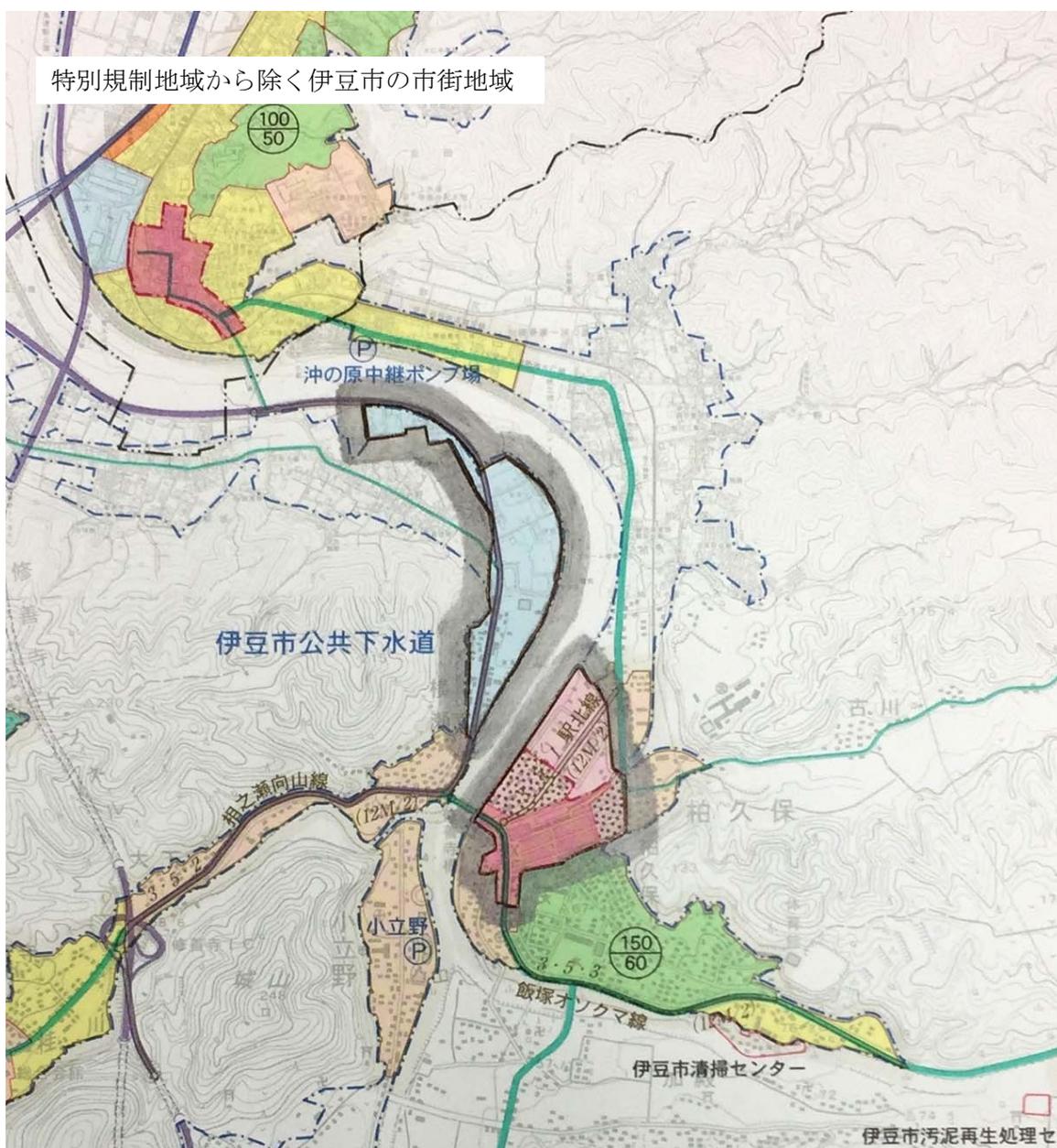
特別規制地域から除く伊東市(1)の市街地域



条例第3条第7号の規定する地域のうち特別規制地域から除く
伊豆市の市街地域

条例第3条第7号の規定する区域のうち該当区域

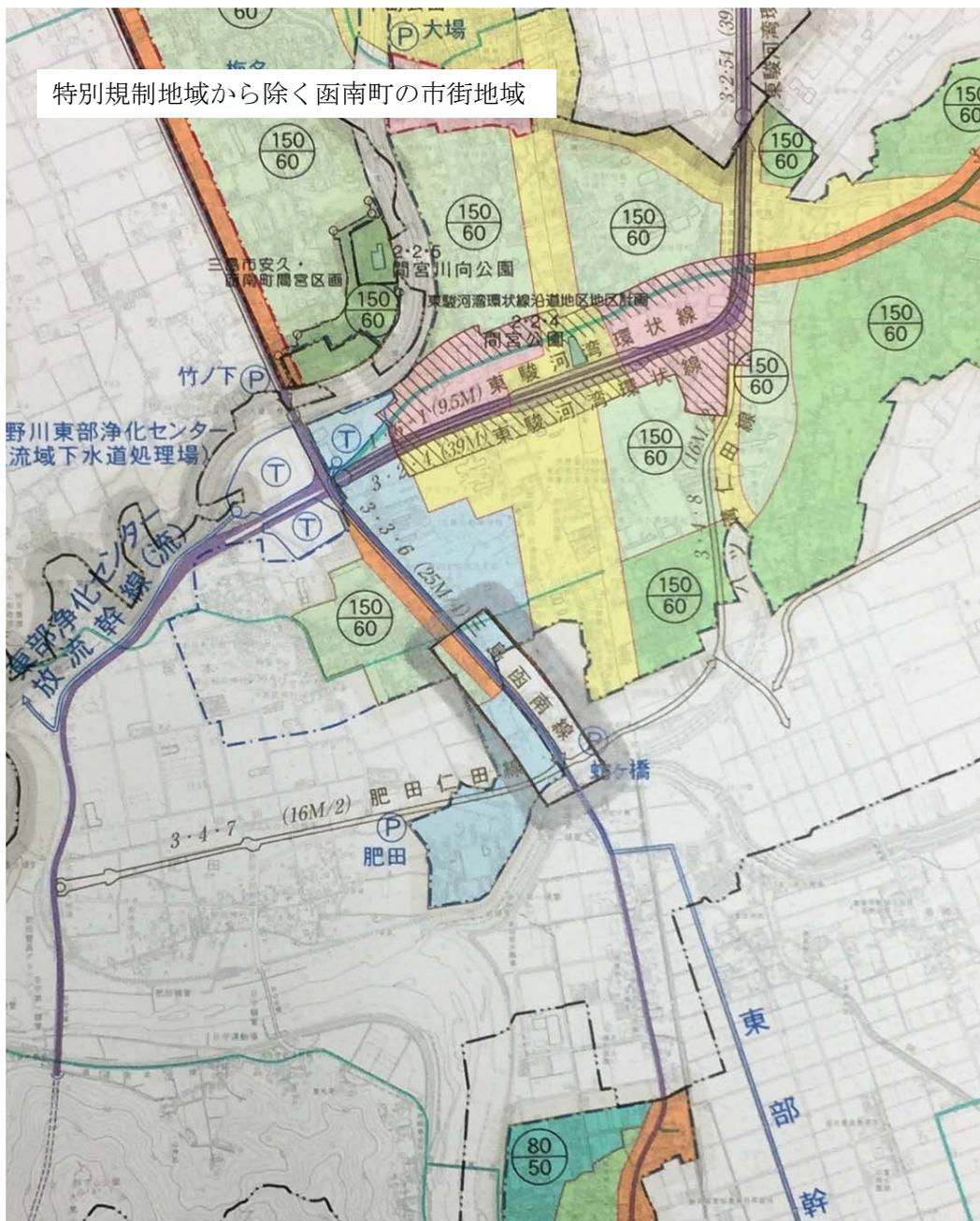
整理番号	路 線 名
11	一般国道 136 号
23	一般国道 414 号
38	県道修善寺天城湯ヶ島線
39	県道熱海大仁線
41	県道伊東修善寺線
61	県道韮山伊豆長岡修善寺線
207	伊豆箱根鉄道駿豆線



条例第3条第7号の規定する地域のうち特別規制地域から除く
 函南町の市街地域

条例第3条第7号の規定する区域のうち該当区域

整理番号	路 線 名
11	一般国道 136 号
207	伊豆箱根鉄道駿豆線



条例第3条第7号の規定する地域のうち特別規制地域から除く
長泉町の市街地域

条例第3条第7号の規定する区域のうち該当区域

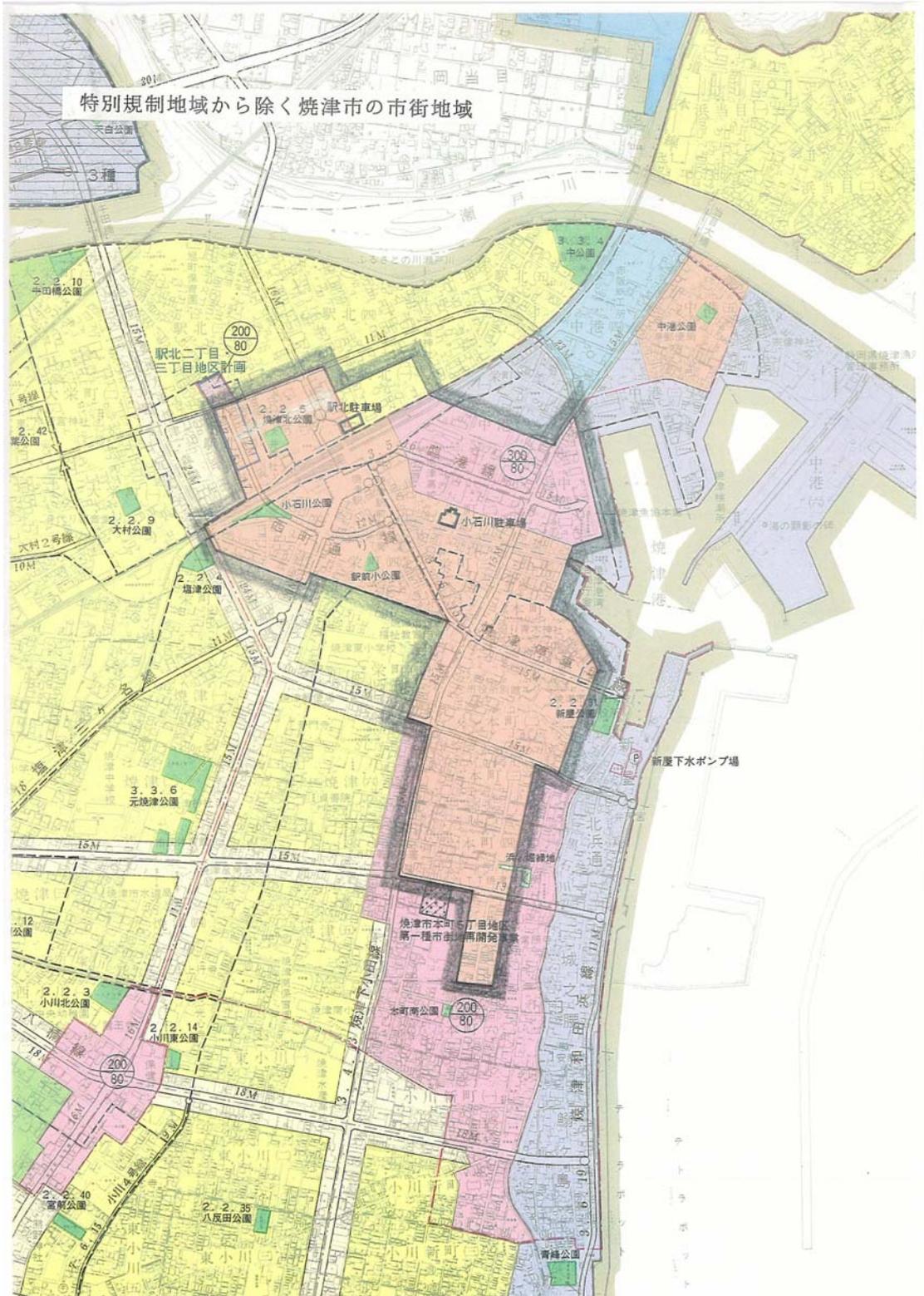
整理番号	路 線 名
201	東海道新幹線
202	東海道本線



条例第3条第7号の規定する地域のうち特別規制地域から除く
焼津市の市街地域

条例第3条第7号の規定する区域のうち該当区域

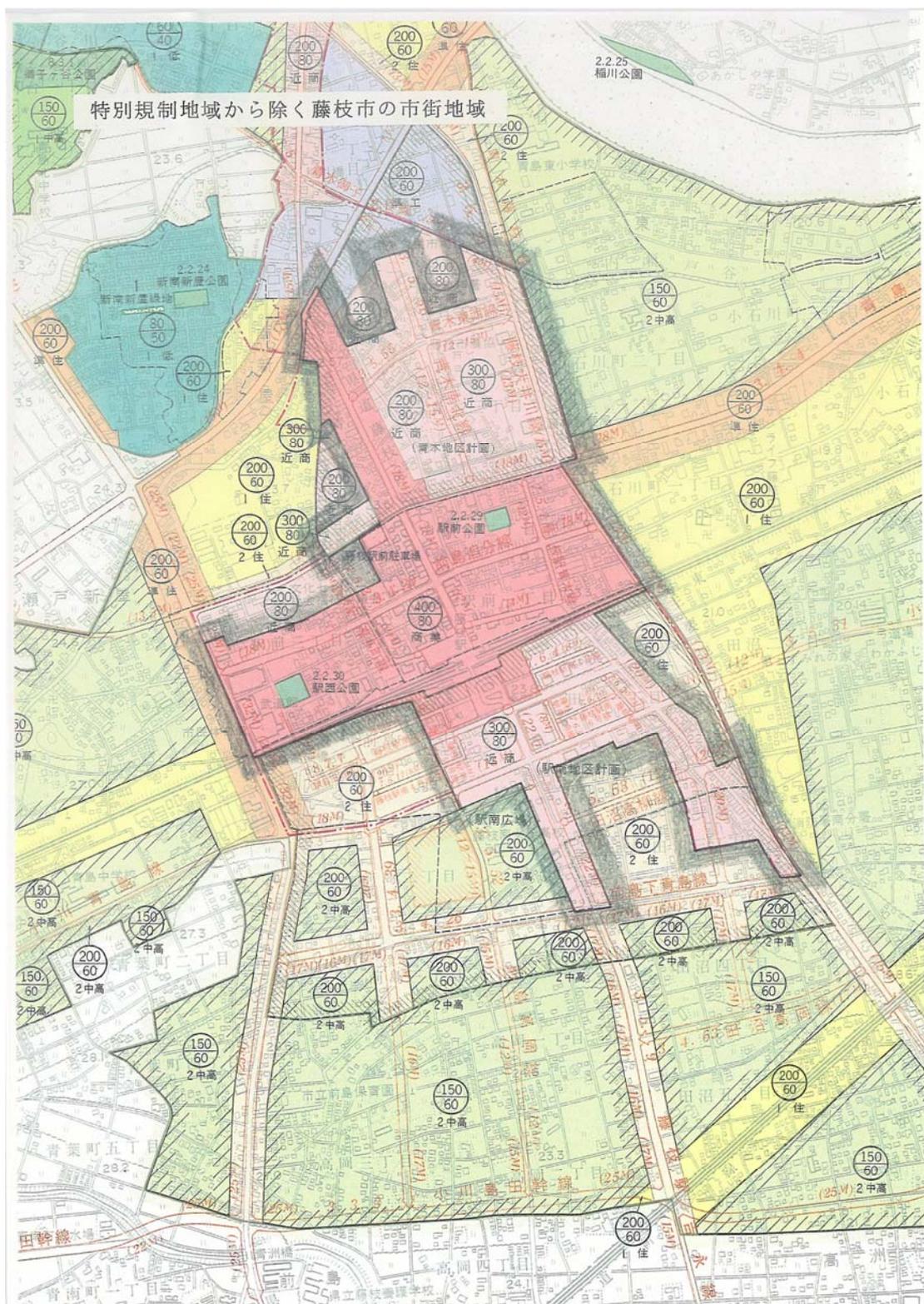
整理番号	路 線 名
201	東海道新幹線
202	東海道本線



条例第3条第7号の規定する地域のうち特別規制地域から除く藤枝市の市街地域

条例第3条第7号の規定する区域のうち該当区域

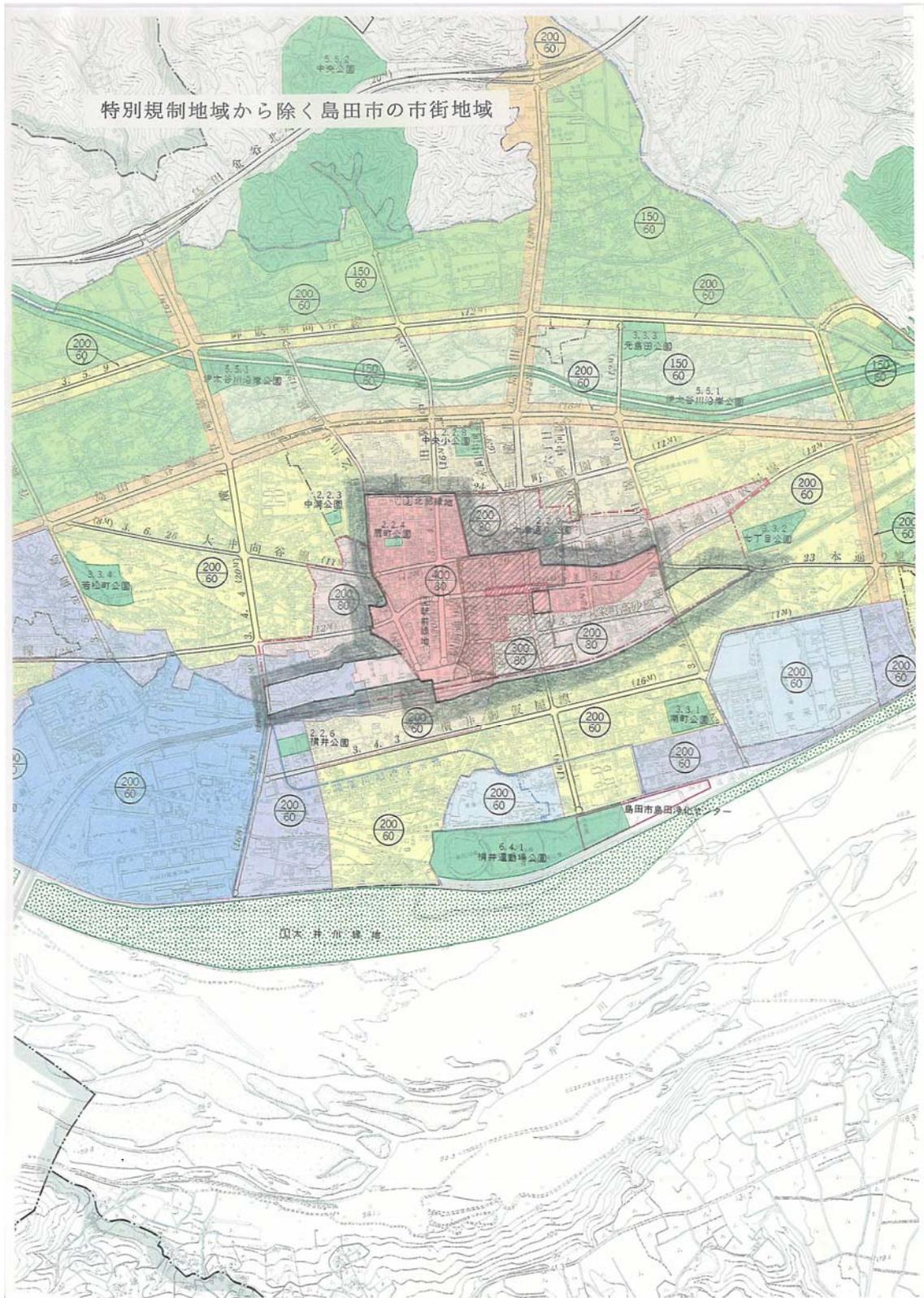
整理番号	路 線 名
201	東海道新幹線
202	東海道本線



条例第3条第7号の規定する地域のうち特別規制地域から除く
島田市の市街地域

条例第3条第7号の規定する区域のうち該当区域

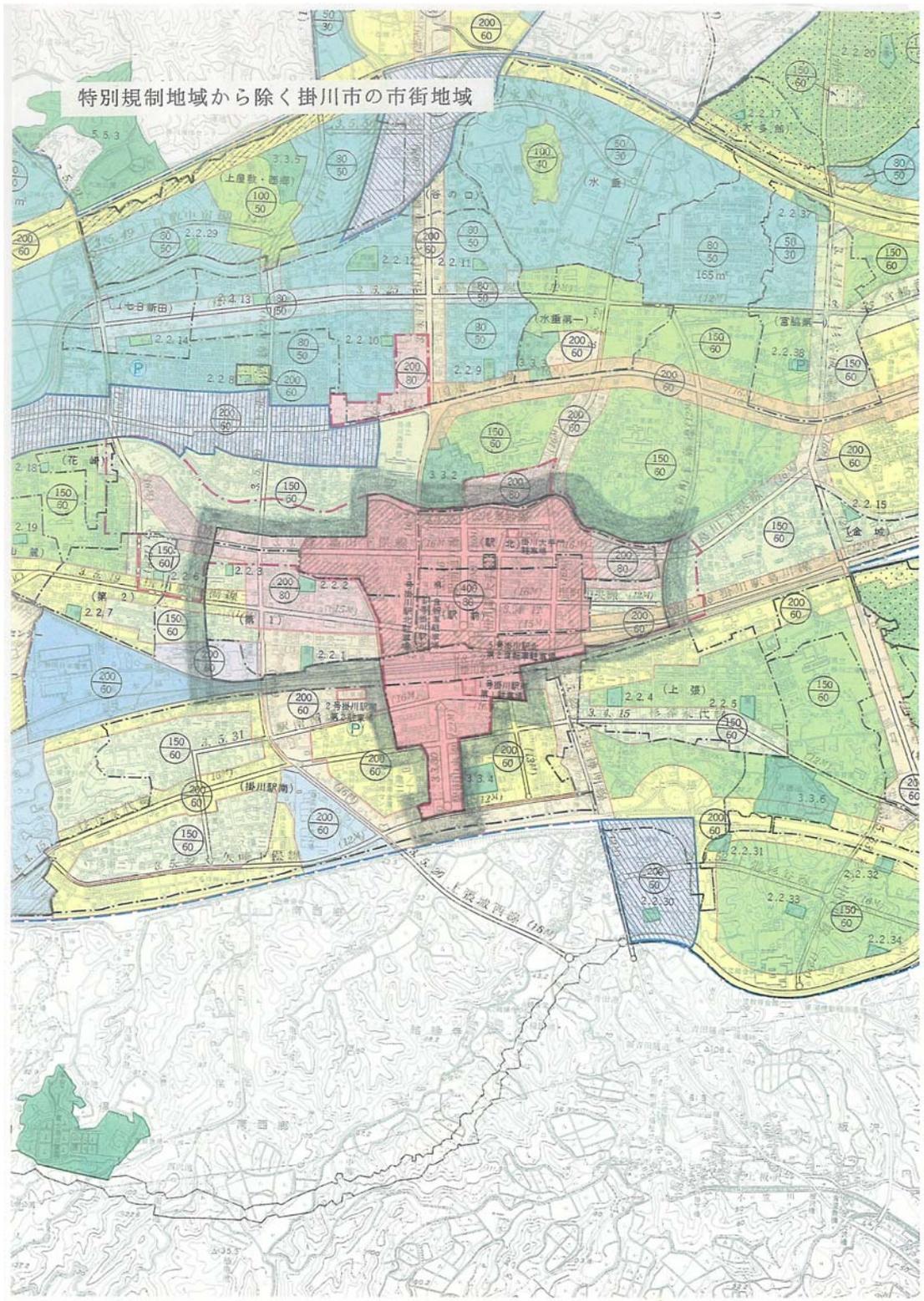
整理番号	路 線 名
202	東海道本線



条例第3条第7号の規定する地域のうち特別規制地域から除く
掛川市の市街地域

条例第3条第7号の規定する区域のうち該当区域

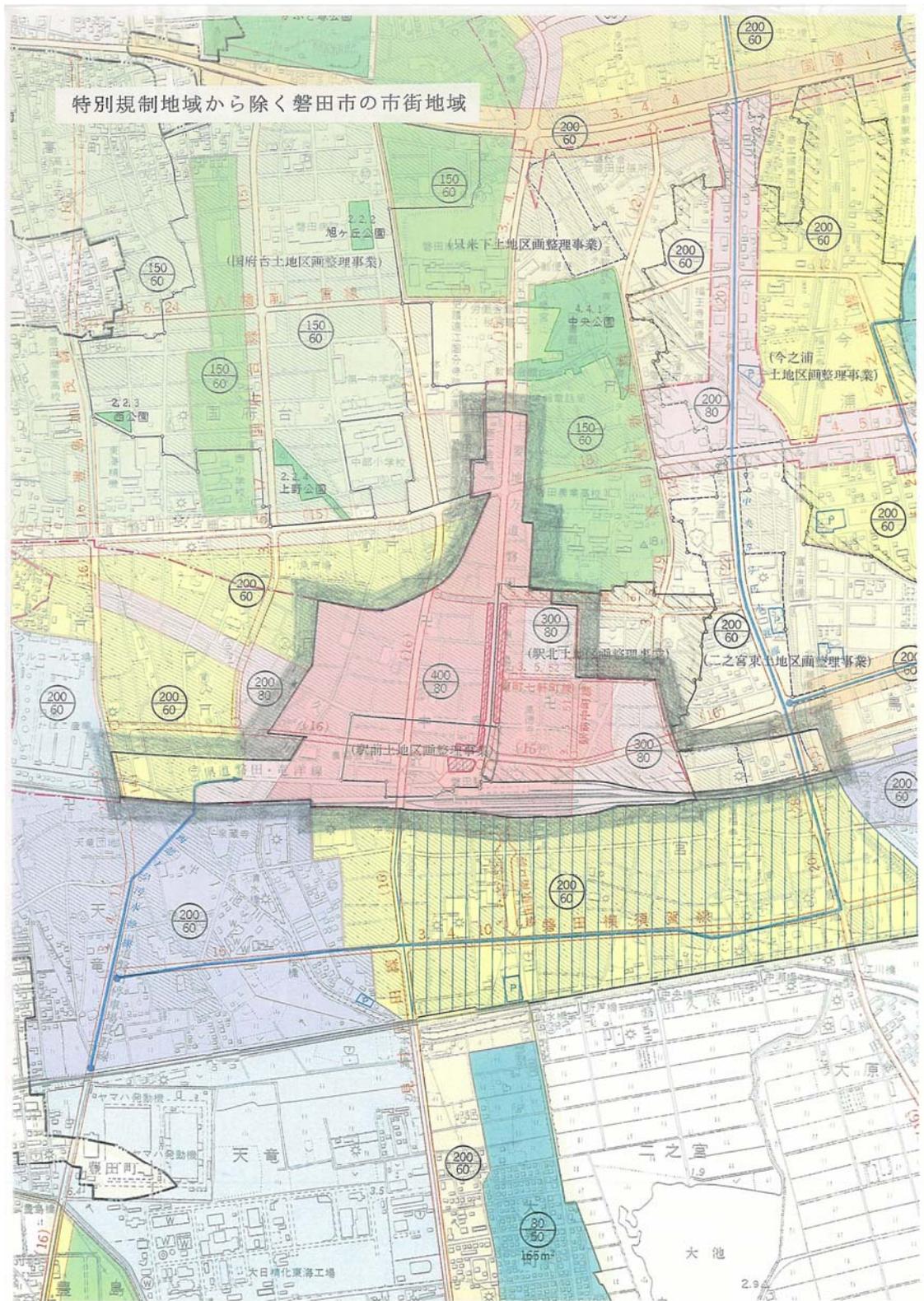
整理番号	路 線 名
1	高速自動車国道第一東海自動車道（東名高速道路）
201	東海道新幹線
202	東海道本線



条例第3条第7号の規定する地域のうち特別規制地域から除く
磐田市の市街地域

条例第3条第7号の規定する区域のうち該当区域

整理番号	路 線 名
201	東海道新幹線
202	東海道本線



条例第3条第7号及び第9号の規定する地域のうち特別規制地域から除く湖西市の市街地域

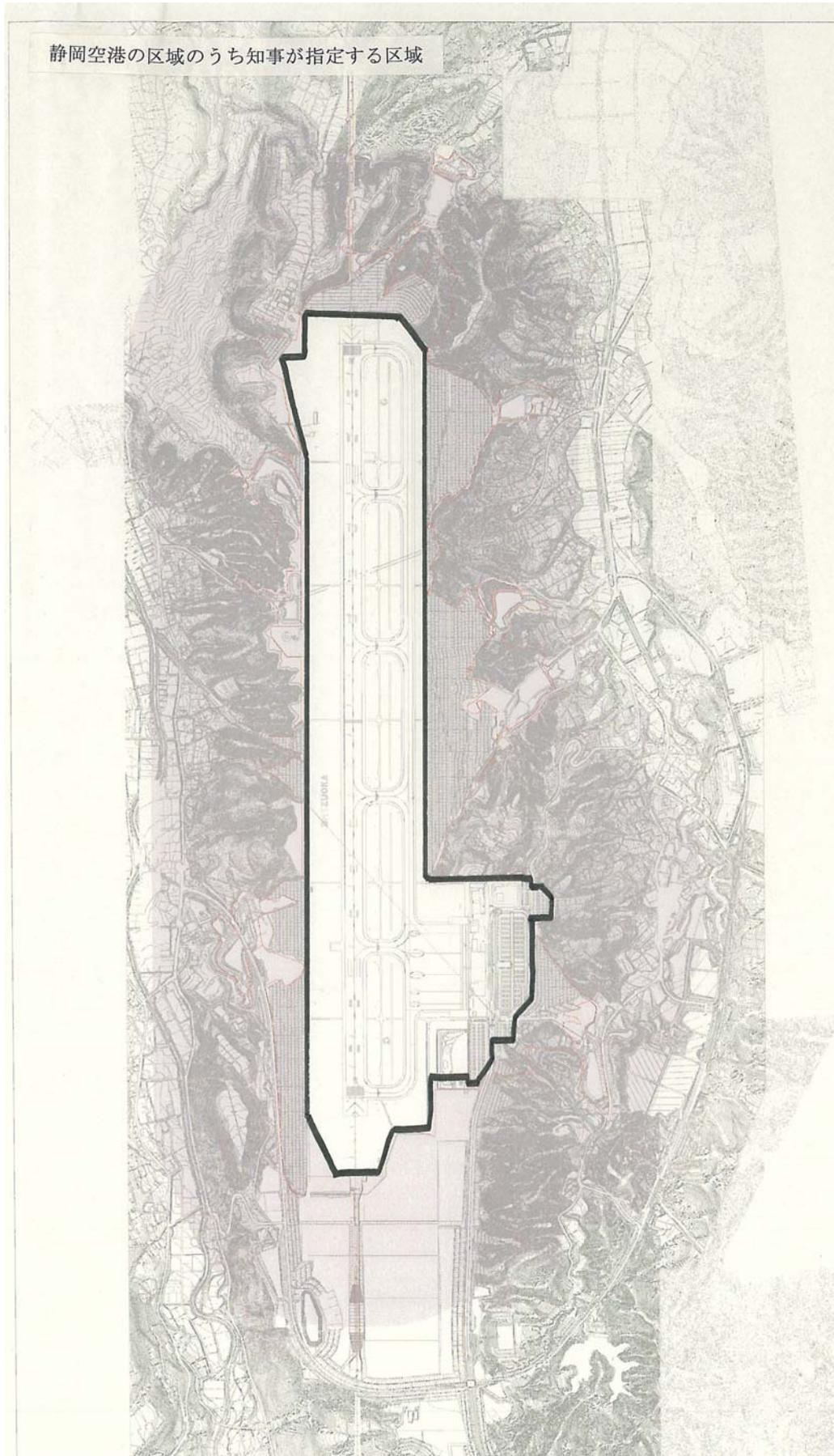
条例第3条第7号及び第9号の規定する区域のうち該当区域

整理番号	路 線 名
21	一般国道 301 号
202	東海道本線
304	浜名湖



条例第3条第10号の指定する区域

(静岡空港の区域のうち知事が指定する区域)



◆特別規制地域

区分	条 項	内 容
第 1 種 特 別 規 制 地 域	条例第3条第1号に規定する区域	都市計画法に基づく次の地域 ・第1種・第2種低層住居専用地域 ・風致地区 ・伝統的建造物群保存地区
	条例第3条第2号に規定する区域	文化財保護法に基づく次の地域 ・重要文化財、国宝又は重要有形民俗文化財に指定された建造物の周囲50メートル以内の地域 ・史跡、名勝、天然記念物に指定又は仮指定された地域 ・特別史跡、特別名勝、特別天然記念物に指定された地域
	条例第3条第3号に規定する区域	県文化財保護条例に基づく次の地域 ・指定有形文化財、指定有形民俗文化財に指定された建造物の周囲50メートル以内の地域 ・指定史跡、指定名勝、指定天然記念物に指定された地域
	条例第3条第4号に規定する区域	森林法に基づき指定された風致保安林のうち知事が指定する区域
	条例第3条第5号に規定する区域のうち特別地区の区域	県自然環境保全条例に基づき指定された自然環境保全地域のうち知事が指定する区域（特別地区）
	条例第3条第9号に規定する区域	河川、湖沼、海岸又はこれらから500メートル以内の地域のうち、知事が指定する区域
第 2 種 特 別 規 制 地 域	条例第3条第5号に規定する区域のうち普通地区の区域	県自然環境保全条例に基づき指定された自然環境保全地域のうち知事が指定する区域（普通地区）
	条例第3条第6号に規定する区域	・東名高速道路及び東海道新幹線の全区間 ・新東名及び上記以外の道路及び鉄道の知事が指定する区間
	条例第3条第7号に規定する区域	上記道路及び鉄道の区間から1,000メートル以内の地域のうち知事が指定する区域
	条例第3条第8号に規定する区域	都市公園、カントリーパーク
	条例第3条第10号に規定する区域	静岡空港の区域のうち知事が指定する区域及び当該区域の周囲500メートル以内の地域
	条例第3条第11号に規定する区域	官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の敷地内

◆普通規制地域

区分	条 項	内 容
第1種普通規制地域	条例第5条第1号に規定する区域のうち第2種普通規制地域以外の区域	都市計画法に基づく次の地域 <ul style="list-style-type: none"> ・第1種・第2種中高層住居専用地域 ・第1種・第2種住居地域 ・準住居地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・近隣商業地域（容積率300%未満の地域に限る。）
	条例第5条第2号に規定する区域	道路及び鉄道の知事が指定する区間
	条例第5条第3号に規定する区域	知事が指定した道路及び鉄道の区間から1,500メートル以内の地域のうち知事が指定する区域
	条例第5条第4号に規定する区域	河川、湖沼、海岸又はこれらから500メートル以内の地域のうち、知事が指定する区域
第2種地普通	条例第5条第1号に規定する区域のうち右記の区域	都市計画法に基づく次の地域 <ul style="list-style-type: none"> ・商業地域 ・近隣商業地域（容積率300%以上の地域に限る。）

◆禁止物件

条項	号	内 容
条例第4条第1項	第1号	橋、トンネル、高架構造物、分離帯、地下道の昇降口の上屋
	第2号	石垣、擁壁その他これらに類するもの
	第3号	街路樹、路傍樹、保存樹、保存樹林
	第4号	信号機、道路標識、道路上のさく、駒止、里程標、カーブミラーその他これらに類するもの
	第5号	パーキング・チケット発給設備
	第6号	消火栓、火災報知器、望楼、警鐘台
	第7号	郵便ポスト、電話ボックス、路上に設ける変圧器
	第8号	送電塔、送受信塔、照明塔
	第9号	煙突
	第10号	ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
	第11号	銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
条例第4条第2項		道路の路面
条例第4条第3項		電柱、街灯柱その他これらに類するもの ※はり紙、はり札等、広告旗、立看板等の表示禁止